

草津市体育振興会 体育功労賞表彰 より一層のご活躍を

市体育振興会連絡協議会では、スポーツの振興に関して功績のあった人を表彰しています。

第25回草津市民スポーツ・レクリエーション祭での表彰式を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になりましたので、市体育振興会連絡協議会の役員より表彰状をお渡しします。

表彰を受けられたのは次の皆さんです。

- ・山中 茂樹(志津地区体育振興会)
- ・松山 すみ子(志津地区体育振興会)
- ・奥村 紀樹(志津地区体育振興会)
- ・星野 眞直(志津南学区体育振興委員会)
- ・橋本 優(志津南学区体育振興委員会)
- ・八田 妙子(志津南学区体育振興委員会)
- ・綿越 晃(大路区体育振興会)
- ・南 英博(大路区体育振興会)
- ・川瀬 靖聡(渋川スポーツ振興会)
- ・郷田 実(渋川スポーツ振興会)
- ・山口 修(老上学区体育振興会)
- ・吉祥 一美(笠縫東学区体育振興会)

※敬称略



問 スポーツ推進課(6階)
☎561-2432、FAX561-2488

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(4期)
納期限(口座振替日) 9月30日(金)

- ・納付には口座振替が便利です
- ・コンビニやスマホ※、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときは
ご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、FAX561-2479



国民年金 障害基礎年金



国民年金加入中や20歳前の、病気やけがなどで障害が残ったときに障害基礎年金を請求できる場合があります。

初診日(障害が残った傷病で初めて医療機関を受診した日)に国民年金に加入していた、国民年金法の障害等級表に該当する障害状態にある、初診日以前の国民年金保険料をきちんと納めているなど、障害基礎年金を申請するにはいくつかの要件があります。事前に、保険年金課か日本年金機構草津年金事務所に相談してください。

本人以外が相談する場合は、委任状が必要です。

問 日本年金機構 草津年金事務所
(西渋川一)
☎567-1311、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

国民年金保険料の納付

国民年金保険料の一部を免除されても、免除後の保険料を納付しなければ未納となり、老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡などの事態になったとき、年金を受け取れない場合があるので、忘れずに納付しましょう。

今年度の納付額
4分の3免除 4,150円
半額免除 8,300円
4分の1免除 12,440円

問 日本年金機構 草津年金事務所
(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

就業構造基本調査に 協力をお願いします



総務省では、国民の就業・不就業の実態を調べるため「就業構造基本調査」を実施しています。この調査は、雇用政策や経済政策などの基礎資料に使用する、国の重要な調査です。

10月下旬までに、調査員証を携帯した調査員が調査対象の世帯に訪問します。調査票の回答内容は、統計法の規定に基づいて厳重に保護されますので、正確に記入していただきますよう、ご協力をお願いします。

問 企画調整課(7階)
☎561-2320、FAX561-2489

心身障害者(児)の 紙おむつ購入費の助成

年間64,800円を限度として、購入費の9割まで助成します。

対 在宅で、常に紙おむつを使用している3歳以上の重度心身障害者(児)で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1、2級(肢体不自由)か療育手帳A1、A2の交付を受けている
- ② ①と同程度の障害がある(障害程度の確認のため、紙おむつの使用証明書が必要)

他 ・1カ月の購入費の上限は、6,000円(入院・入所などの期間は対象外)
・日常生活用具給付事業(紙おむつ)を受けている人は、制度利用不可

問 前期：9月1日(木)～30日(金)、後期：来年3月1日(水)～13日(月)に、所定の用紙に今年4月1日から、申請時までの紙おむつ購入費の領収書の原本・身体障害者手帳か療育手帳の写し・申請者名義の預金通帳の写し・紙おむつ使用証明書(②の人のみ)・印鑑を持って、担当課に直接

申・問 障害福祉課(1階)
☎561-6972、FAX561-2480

保険年金

後期高齢者医療制度 10月からの被保険者証を送ります

問 【見直しの背景などに関すること】厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719
【医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減に関すること】
県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-043-110

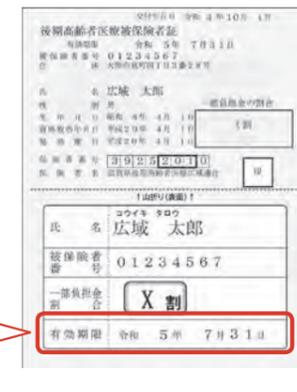
75歳以上
対象

◇ 被保険者証の有効期限は 9月30日(金)です

9月中に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送ります。また、10月からは制度改正により、一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合は被保険者証に記載していますので、確認してください。

9月送付の被保険者証(クリーム色)

- ・有効期限は令和4年10月1日(土)から令和5年7月31日(月)までです
- ・9月中に簡易書留郵便で送ります
- ・10月1日(土)から一部の人の医療費の窓口負担割合が2割になります
- ・住民税非課税世帯の人は、変わらず1割負担です



有効期限が令和5年7月31日
までになっています

◇ 窓口負担割合が2割となる人の配慮措置

10月1日(土)から3年間(令和7年9月30日(火)まで)は、1カ月の外来医療の負担増額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院医療費は対象外)。配慮措置の適用で医療費の払い戻しとなる人は、高額療養費として、指定の口座へ後日払い戻します。

※窓口負担割合が2割になる人のうち、口座の届出が必要な人については、9月下旬に指定口座の届出申請書を滋賀県後期高齢者医療広域連合から郵送しますので、返送してください

- 配慮措置が適用される場合の計算方法
例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

配慮措置 1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

申・問 保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480、県後期高齢者医療広域連合(大津市) ☎522-3013、FAX522-3023

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	10年以上前に建築された住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅
固定資産税年間の減額範囲	床面積 ^{※1} 120㎡以内について2分の1減額	床面積 ^{※1} 100㎡以内について3分の1減額	床面積 ^{※1} 120㎡以内について3分の1減額
要件	工事費が50万円を超える工事	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担工事費が50万円を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人や、要支援・要介護認定を受けている人などが居住していること 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱改修にかかる自己負担工事費が60万円^{※2}を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

※1 床面積は、住居として用いられている部分(居住部分)が対象、併用住宅の店舗部分や事務所部分などを除く

※2 断熱改修費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置

工事に伴う費用と合わせて60万円を超える場合も含む

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

草津 固定資産税 改修工事

検索

